

令和5年4月1日

# 「東員町文化芸術基本条例」 を制定しました！

健康活躍のまち 東員町

三重県北部に位置する東員町は、中央を流れる員弁川水系の豊富な水源により肥沃な大地の恩恵を受け、稲作を中心とした美しい田園風景が広がり、豊かな水の流れ、青い空と優しい自然に包まれたまちです。

先人たちのたゆまぬ努力によって培われてきた伝統的な文化芸術は、古くから地域に根付いている町民と、新しく移り住んだ町民とのつながりを生み出しました。

ここ東員町では、伝統と歴史を誇る「猪名部神社上げ馬神事」や「六把野獅子舞」をはじめ、「東員町こども歌舞伎、東員ミュージカル、東員『日本の第九』演奏会」などの自主文化事業のほか、町民が創り出す優れた文化芸術が魅力となっています。

文化芸術は、多様性を受け入れて、つながりを生み出し、さらに新たな価値観を創り出すエネルギーです。

私たち町民は、将来にわたり心豊かに暮らすとともに、東員町が活力に満ちたまちへと成長し続けることを目指します。そのために、この文化芸術を「東員町に愛着と誇りを育む源泉」として、未来へ引き継ぎ、新たに創造し発展させていく必要があります。

その実現に向けて、東員町は文化芸術活動における自主性を尊重し、この町に関わる誰もが文化芸術を享受し創造できる環境を整備するとともに、様々な関連分野との有機的な連携を図るよう包括的に施策を推進しなければなりません。

ここに、文化芸術に関する施策についての基本理念を明らかにし、総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定します。

## 基本理念

〔第3条〕

- 1 町民、その他文化芸術活動を行う者の自主性及び創造性を十分に尊重するとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう創作環境や機会を含めて考慮します。
- 2 町民、その他文化芸術活動を行う者が、年齢、障がいの有無、経済的な状況等にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境を整備します。
- 3 地域に根付いて育まれてきた多様で特色ある文化芸術を保護し、研究し、継承するとともに、その歴史や風土等を反映した特色ある文化芸術の発展を図ります。
- 4 乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、それらを取り巻く関係者相互の連携が図られるように配慮します。
- 5 本町の文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られ、広く世界へ発信されるように配慮します。
- 6 町民、その他文化芸術活動を行う者の意見が広く反映されるよう十分に配慮します。
- 7 文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮します。

## 各主体の役割および責務

〔第4条～第9条〕

### 町の責務

町は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとします。

町は、文化芸術に関する施策の推進のため、必要な体制の整備を講じます。

### 町民の役割

町民は、基本理念に基づき、文化芸術の担い手として、自主的かつ主体的に文化芸術活動を行うとともに、多様な文化芸術を理解し、相互に交流を深めながら助け合うものとします。

### 文化芸術団体の役割

文化芸術団体は、基本理念に基づき、地域社会を構成する一員として、自主的かつ主体的に文化芸術活動の充実に努めるとともに、文化芸術の継承、発展及び創造並びに文化芸術活動を担う人材の育成に積極的な役割を果たすよう努めるものとします。

### 学校の役割

学校は、基本理念に基づき、文化芸術に関する教育を通じて、青少年の感性を磨き、表現力を高め創造力を豊かなものにするように努めるものとします。

### 事業者の役割

事業者は、基本理念に基づき、地域社会を構成する一員として、文化芸術についての関心と理解を深め、町民の文化芸術活動に参加し、及び協力する役割を果たすよう努めるものとします。

### 関係者相互の連携及び協働

町、町民、文化芸術団体、学校、事業者その他の関係者は、文化芸術に関する施策を推進するため、相互に連携を図りながら協働するよう努めるものとします。

## 文化芸術推進基本計画

[第10条]

町長は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術の推進に関する基本的な計画を策定します。



## 基本施策

[第11条]

町は、次に掲げる事項について文化芸術に関する基本施策を講ずるよう努めます。

- 1 町民が、自主的かつ主体的に文化芸術を鑑賞し、又は文化芸術活動を行う機会の充実に係る事項
- 2 町民が、気軽に文化芸術に親しむことができるようにするための事項
- 3 乳幼児、児童、生徒等の意欲を高め、文化芸術を通じて基本的信頼感・自己肯定感・自己有能感を育むことに関する事項
- 4 伝統的な文化芸術の保存及び継承等に関する事項
- 5 新たな文化芸術の創造に資することに関する事項
- 6 文化芸術を通じた国内外の人と地域の交流を促進することに関する事項
- 7 町民が、愛着と誇りを持つことのできる地域社会の実現を図るため、文化財等の地域資源の保存及び活用、景観の保全及び創出並びに伝統文化の継承及び発展その他必要な事項
- 8 文化芸術に関する施設の機能の充実及び活用の促進に関する事項
- 9 文化芸術に関する情報及び振興に必要な調査研究並びに収集、整理、提供及び発信に関する事項
- 10 文化芸術活動の担い手となる人材の育成及び確保に関する事項
- 11 文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携を図ることに関する事項

## 財政上の処置

[第12条]

町は、文化芸術に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとします。

## 東員町文化芸術推進審議会

[第13条]

学識経験者や専門的知識を有する者等で構成される審議会を設置し、文化芸術の推進に関する計画や重要事項について調査・審議します。

## 問い合わせ先

東員町教育委員会社会教育課

TEL 0594-86-2816

FAX 0594-86-2854

Email [shakyo@town.toin.lg.jp](mailto:shakyo@town.toin.lg.jp)

